

選定療養費について

10月から「初診時・再診時の選定療養費」が変わります

～紹介状なしで受診される患者さまの負担金について～

国は近年、医療機関の機能分担と相互連携を推進するため、「初診・再診時の選定療養制度」を定めています。この制度は、「初期診療は医院や診療所などの“かかりつけ医”で行い、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う」ことを推進するものです。

2022年4月の診療報酬改定により選定療養制度がさらに強化されたことを受け、当院においても10月1日から選定療養費を以下の通り変更いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

選定療養費の種類	対象	現行	変更後 (2022年10月1日から)
初診時※	紹介状なしで受診された方	5,500円 (税込)	7,700円 (税込)
再診時	当院が他の医療機関に対して文書による紹介を行ったにもかかわらず、患者さまご自身の判断で引き続き当該診療科を受診された方 ※受診の都度ご負担いただきます。	2,750円 (税込)	3,300円 (税込)

※初診とは

- ・当院を初めて受診されたとき
- ・以前に当院を受診されたことはあるが、疾病が治癒もしくは終了し前回の受診から1年以上あけて受診されたとき
- ・医学的所見により継続治療を必要とするが、ご自身の判断で治療を中止し1年以上たってから受診されたとき

選定療養費をご負担いただく必要のない方

- ・他の医療機関から紹介状をお持ちの方

※記載日から3ヵ月すぎたもの、千船病院以外の他病院宛の紹介状、接骨院・整骨院からの紹介状は除く

- ・救急搬送で来院された方（平日、休日夜間を問わず）
- ・今回受診する診療科は初めてであるが、当院の他の診療科に通院中の方
- ・生活保護や特定の疾病等により各種公費負担制度の受給者である方

※こども医療・ひとり親家庭等医療は除く

- ・特定健診、がん健診等の結果により該当診療科での精密検査の指示がある方
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療で受診の方